

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 3件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

国民年金関係 1件

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成2年10月21日、資格喪失日が14年1月16日とされ、当該期間のうち、2年10月21日から3年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を2年10月21日とし、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月21日から3年10月1日まで
私は、平成2年10月21日からA社で勤務していたにもかかわらず、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が欠落している。申立期間についても、厚生年金保険に加入していたので、年金記録を訂正して年金給付に反映してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成2年10月21日、資格喪失日が14年1月16日とされ、当該期間のうち、2年10月21日から3年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、B健康保険組合から提出された被保険者台帳の記録及び事業主の供述から、申立人がA社に平成2年10月21日から継続して勤務

し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、B健康保険組合から提出された申立人に係る健康保険の標準報酬月額から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成2年10月から3年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和48年3月19日に、資格喪失日に係る記録を同年12月23日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月19日から同年12月23日まで

私は、昭和48年3月19日から同年12月22日までA社で勤務し、厚生年金保険に加入しており、被保険者記録が欠落していることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立人のA社における業務内容等に係る詳細な供述から、申立人が申立期間において、同社に正社員として継続して勤務していたことが認められる。

また、申立人は、「正社員として、B職として採用された。」旨を詳細に供述しているところ、申立人と同様に正社員として当該業務を務めていたとされる同僚には、勤務期間に対応した厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

さらに、当該事業所の当時の社会保険事務担当者は、「雇用保険に9か月も加入していれば、社会保険にも加入しているはずであり、給与から保険料を控除していたと思う。当時は、試用期間があるC職、及び社会保険の加入を拒否した者を除き、従業員は原則として社会保険に加入させていた。」旨を供述しているところ、申立人が主に従事していたとされる業務

はC職ではないと推認できる上、事業主は「申立人が社会保険の加入を拒否したかどうかは不明である。」旨を回答しており、申立期間以外に申立人が勤務していた複数の事業所においては、全て厚生年金保険の加入記録が認められることと併せて考えると、申立人が、特に当該事業所で社会保険の加入を拒否したとは考え難い。

加えて、複数の同僚が、「当時の従業員数は10人程であった。」旨を回答しており、申立期間当時における社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数とおおむね一致する上、当該同僚の記憶する他の同僚全員に、厚生年金の被保険者記録が確認できることから、当時、当該事業所においては、ほぼ全ての従業員が厚生年金保険に加入していた状況がうかがえる。

これらの事実及び、これまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が申立期間前後に勤務した事業所における標準報酬月額、及び同質性があると認められる同僚の被保険者記録から判断すると、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かは不明としているが、当該事業所に係る申立期間の被保険者原票の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間のうち、平成4年9月から5年6月までは24万円、7年7月から同年9月までは32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月21日から8年2月21日まで

私がA社で勤務していた期間に係る標準報酬月額について、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違しており、納得できない。

また、平成7年7月から同年11月までの5か月分の社会保険料の不足額として、8年1月支給分及び同年2月支給分の給与から保険料の追加控除がされているにもかかわらず、その分が標準報酬月額に反映されておらず、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び当時の事務担当者が発行した社会保険料の追加控除に関す

る通知から、申立期間のうち、平成4年9月から5年6月までは24万円、7年7月から同年9月までは32万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成4年8月、5年7月から7年6月まで及び同年10月から8年1月までについては、申立人から提出された給与明細書において確認できる報酬月額及び保険料控除額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主がオンライン記録どおりの標準報酬月額に関する届出を行ったことを認めていることから、給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から平成 2 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から平成 2 年 9 月まで

私は、昭和 61 年 3 月頃、A 市役所から国民年金の加入手続に関する書類が送付されたので、同市役所の窓口で加入手続を行い、その後の保険料は、当時、自営する B の売上金等を集金していた金融機関の職員に納付を依頼したほか、自ら金融機関の窓口で納付していたはずであり、平成 4 年 5 月に夫と一緒に加入し、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 3 月頃に、A 市役所において国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、自営する B の売上金等を集金していた金融機関の職員に依頼して納付していたと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 4 年 5 月 22 日に A 市において夫婦連番で払い出されていることが同払出簿において確認できることから、この頃に国民年金への加入手続が行われたものと考えられるほか、オンライン記録によると、同年 6 月 1 日から現年度保険料の納付を開始し、同年 11 月 14 日からは申立期間直後の 2 年 10 月から 4 年 3 月までの保険料について、順次、おおむね時効直前に過年度納付していることが確認できるなど、申立内容とは符合しない。

なお、申立人は、国民年金に加入した契機として、A 市役所から国民年金の加入手続に関する書類が送付されたとしているが、同市役所では、当時、国民健康保険の被保険者名簿から国民年金の未加入者を把握して加入

勧奨を実施していたとしているところ、申立人が申立期間当時に同市において国民健康保険に加入していた形跡は無く、平成4年4月1日付けで加入していることが確認できることから、当該加入日以降に申立人に対する国民年金の加入勧奨が行われたものと推認され、当該払出簿において確認できる払出日において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されていることと符合する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された上記の時点において、申立期間の一部は過年度納付することが可能であり、申立人は上述のとおり申立期間直後の保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立人から申立期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い上、申立期間当時、社会保険事務所（当時）が発行する過年度納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、金融機関で納付したとする保険料納付記録が全て漏れるとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、オンラインシステムにより、申立人について、婚姻前の氏名を含め、複数の読み方で検索するとともに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、申立期間においてC県内で払い出された同手帳記号番号を縦覧調査したが、申立人に該当する記録は見当たらず、別の同手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。